

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成29年 5月31日

**【会社名】** ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社

**【英訳名】** United Super Markets Holdings Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 藤田 元宏

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区神田相生町 1 番地

**【電話番号】** 03-3526-4766

**【事務連絡者氏名】** 経営管理部長 熊谷 直義

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区神田相生町 1 番地

**【電話番号】** 03-3526-4766

**【事務連絡者氏名】** 経営管理部長 熊谷 直義

**【届出の対象とした募集有価証券の種類】** 株式

**【届出の対象とした募集金額】** その他の者に対する割当 259,315,000円

**【安定操作に関する事項】** 該当事項はありません。

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年5月29日に提出しました有価証券届出書の記載事項のうち、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」の記載の一部に誤りがありました。また、当社は平成29年5月30日に株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により自己株式を取得いたしました。この自己株式取得により、平成29年5月29日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「募集又は売出しに関する特別記載事項」に訂正すべき事項が生じ、また、有価証券届出書の添付書類として、「自己株券買付状況」を追加する必要が生じました。

これらを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

募集又は売出しに関する特別記載事項

### 第三部 参照情報

#### 第1 参照書類

##### 2 臨時報告書

#### 第2 参照書類の補完情報

（添付書類の追加）

・自己株券買付状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

（訂正前）

当社は、平成29年4月11日開催の取締役会において、当社普通株式につき、取得株式の総数40万株、取得価額の総額40億円をそれぞれ上限とし、取得期間を平成29年4月12日から平成30年4月11日とする自己株式取得枠の設定を決議しております。

上記決議に基づき、平成29年5月29日開催の臨時取締役会において、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により、当社普通株式1,800,000株（上限）を取得する事項を決議しております。

（訂正後）

当社は、平成29年4月11日開催の取締役会において、当社普通株式につき、取得株式の総数40万株、取得価額の総額40億円をそれぞれ上限とし、取得期間を平成29年4月12日から平成30年4月11日とする自己株式取得枠の設定を決議しております。

上記決議に基づき、平成29年5月29日開催の臨時取締役会において、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により、当社普通株式1,800,000株（上限）、但し株式の取得価額の総額は、総額が20億円を超える場合は、取得する株式数を減じて総額20億円以内に調整し取得する事項を決議しております。

また、平成29年4月11日の取締役会で決議された取得枠から上記の株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得した株式の総数及び取得価額の総額を控除した数量及び金額を上限に市場買付を行うこと及び平成29年6月14日から平成29年6月16日の期間においては、自己株式の買付は行わないことを決議しております。

当社は上記決議に基づき、平成29年5月30日に、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により、当社普通株式1,539,600株、取得価額の総額を1,664,307,600円とする自己株式取得を行いました。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

#### 2 【臨時報告書】

（訂正前）

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成29年5月29日)までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき平成29年5月23日に、関東財務局長に提出

（訂正後）

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日(平成29年5月31日)までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき平成29年5月23日に、関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年5月29日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成29年5月29日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成29年5月31日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成29年5月31日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。